

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 19 日

日本製薬団体連合会 殿

厚生労働省医政局経済課

東日本大震災への諸対応を踏まえた薬価基準収載時期について

日頃より、厚生労働行政にご協力をいただき有り難うございます。

薬価基準収載時期については、平成 23 年 4 月 1 日付医政局局長通知「医療用医薬品の薬価基準収載に係る取扱いについて」（平成 23 年 4 月 1 日医政発 0401 第 20 号）に基づき実施する予定である旨通知しましたが、東日本大震災による被害の復旧、医療用医薬品の安定供給に万全を期するため、当面の新医薬品等の薬価基準収載時期を下記のとおり運用することとしましたので御了知ください。また、貴会におかれましては、会員企業への周知方よろしくお願ひします。

貴会及び会員企業の皆様におかれては、相互に協力しつつ、震災被害からの早期復旧、医療用医薬品の安定供給に万全を期すようお願ひします。

記

1. 新医薬品について

1) 平成 23 年 4 月（予定）に薬事承認された新医薬品については、平成 23 年 7 月に薬価基準収載を予定

2) 平成 23 年 6 月（予定）に薬事承認された新医薬品については、平成 23 年 9 月又は 10 月に薬価基準収載を予定

2. 報告品目及び新キット製品について

平成 23 年 4 月及び 5 月開催の医薬品部会において審議される医療用医薬品の承認日までに承認されたもの（事務局審査品目である新薬の再審査期間中の規格追加・剤形追加等については平成 23 年 7 月までに承認されたもの）については、原則として、平成 23 年 10 月日処に薬価基準収載を予定。

### 3. 後発医薬品について

平成 23 年 1 月 13 日付医政局経済課長通知「後発医薬品の薬価基準への収載等について」（平成 23 年 1 月 13 日付医政経発 0113 第 3 号）により、平成 23 年 2 月 4 日に薬価基準収載希望書の提出期限とした後発医薬品については原則として、平成 23 年 6 月日処に薬価基準収載を予定。

以上